

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 1 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600857号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600337号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年2月5日から平成3年9月1日まで
A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日に誤りがある。
雇用保険被保険者証を提出するので、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を雇用保険の被保険者資格取得年月日と同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は請求者に係る請求期間当時の資料は保存しておらず、請求者も請求期間に係る給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について陳述を得ることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。